

外国送金

平成 24 年 7 月 2 日

1.商品名	・外国送金
2.取扱店	・本店（その他の店舗については、お取次ぎ扱いとなります。）
3.販売対象	・個人及び法人
4.取扱通貨	・米ドル、オーストラリア・ドル、カナダ・ドル、英ポンド、ユーロ、 スイス・フランなど。 (詳細については窓口にお問い合わせください。)
5.お持ち いただくもの	・ご印鑑（すでにお取引のあるお客様はお届け印） ・お客様の氏名、名称及び住所を確認させていただく書類。 (くわしくは窓口にお問い合わせください。)
6.ご提出. いただく書類	・外国送金依頼書兼告知書（窓口を用意しております。） ・ご送金内容、金額によっては、「外国為替及び外国貿易法」で定められている 必要書類（支払等報告書など）をご提出いただきます。
7.外国送金の 代金お支払い	・現金またはご預金からのお支払い（円貨、外貨とも可） ・200万円相当額を超える送金では、運転免許証などで、ご依頼人がご本人である ことを確認させていただきます。
8.送金手数料	・送金手数料 1 件につき 2,500 円 このほかに、電信料（1,500 円）等が必要となります。 また、お客様のお支払い通貨が送金通貨と同一の場合、取扱手数料（送金金額 の 1/20%、最低 1,500 円）を申し受けます。その他の手数料がかかる場合もご ざいますので、窓口にお問い合わせください。 なお、上記手数料には消費税等はかかりません。
9.為替相場	・送金当日の電信売為替相場（T T S）を適用させていただきます。
10.送金種類 (1) 電信送金 (2) 郵便送金 (3) 送金小切手	・ 信金中央金庫を通じ、海外の支店または海外の取引銀行へ電信指図により送 金します。 ・ 信金中央金庫を通じ、海外の支店または海外の取引銀行へ郵便指図により送 金します。 ・ 信金中央金庫の海外支店または海外の取引銀行を支払銀行とした小切手を作 成します。小切手には受取人名が明記されますので、ご自身で受取人に郵送 していただきます。 なお、信金中央金庫にて小切手を作成いたしますので、小切手のお引渡しは、 翌営業日以降になります。(くわしくは窓口にお問い合わせください。)

次のページに続きます。

11.規則等その他	<ul style="list-style-type: none"> ・仕向先国の規制等により送金可能通貨が限定される場合があります。また仕向先国で送金と同一の通貨でお受け取りになれない場合もあります。 多額の送金の場合は、あらかじめお問い合わせください。 ・仕向先国の国内事情等で送金の到着、受取人への支払いが遅延することもあります。
12.外国送金の受領 (1) 送金手数料 (2) 為替相場	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様へのお支払い通貨が送金通貨と同一の場合、取扱手数料（送金金額の1/20%、最低1,500円）を申し受けます。その他の手数料がかかる場合もございますので、くわしくは窓口にお問い合わせください。手数料には消費税等はかかりません。 ・送金当日の電信買為替相場（TTB）を適用させていただきます。
13.外国為替及び 外国貿易法	<ul style="list-style-type: none"> ・外国為替及び外国貿易法では、外国送金は自由に行うことができます。ただし、外国送金、外国からの送金の受け取りの場合でも、財務大臣または経済産業大臣の許可が必要な場合がありますのでご注意ください。
14.国外送金等に 係る調書提出 制度	<ul style="list-style-type: none"> ・「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」の施行により、内国税の適正な課税の確保を図ることを目的として調書提出が必要となります。 (1) お客様に告知書を提出していただきます。 お客様の氏名、名称及び住所などを記載した告知書をお取引の際に窓口にお出しいただきます。（依頼書と兼用となっております。） ただし、公的な書類でご本人の確認が済んだ一定の口座（本人口座）を通じての国外送金等をする場合には、この告知書の提出は不要となります。 (2) お客様の氏名、名称及び住所等を確認させていただきます。 お客様から運転免許証、パスポート、法人登記簿の抄本などの公的な書類をご提出いただき、告知書の記載内容との一致を確認させていただきます。 (3) 当金庫より税務署へ国外送金等調書を提出いたします。 国外送金等のうち、一定額以上（100万円）を超えるものについては、お取引内容を記載した調書（国外送金等調書）を税務署に提出いたします。